

令和8年度 就学奨励費のお知らせ

西東京市教育委員会 教育部 学務課

西東京市では、市内にお住まいの特別支援学級等に在籍する児童・生徒の保護者を対象に、経済的負担の軽減措置として、学用品費や校外活動費などの教育費の一部を援助する「就学奨励費」という制度があります。**年度ごとに申請が必要となります**ので、受給を希望する場合は申請してください。

1 対象者：以下のいずれかに該当する方

- ① 西東京市に住所があり、特別支援学級等に在籍する児童・生徒の保護者
- ② 西東京市に住所があり、国公立小中学校の通常の学級等に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する児童・生徒の保護者（就学支援委員会で特別支援学校の判定を受けた方）

2 主な援助内容

令和7年1月～12月の家族全員の所得額による審査の結果で、支給費目が異なります。

※詳しくは、「3 認定基準（支弁区分Ⅱ）の目安」をご確認ください。

(1) 支弁区分Ⅱ・・・認定基準内の方

支弁区分Ⅱ援助費目	対象	小学生			中学生			支給時期（予定）
		1年	2～5年	6年	1年	2年	3年	
学用品・通学用品費（定額）		11,630円	13,900円	13,900円	22,730円	25,000円	25,000円	8月末、12月末、3月末
新入学学用品費（定額）※ ¹		64,300円	—	—	81,000円	—	—	7月末
新入学学用品費（差額支給）※ ²		7,240円	—	—	18,000円	—	—	7月末
給食費※ ³ 、副教材費、校外活動費（宿泊あり、なし）		実費	実費	実費	実費	実費	実費	8月末、12月末、3月末
移動教室費、修学旅行費、卒業記念品費		—	—	実費	—	—	実費	8月末、12月末、3月末
通学費※ ³ 、交流学習交通費、職場実習交通費		実費（特別支援学級等に通う児童生徒が対象）						8月末、12月末、3月末

※¹ 令和8年2月に新入学準備金を受給した方は対象外

※² 令和8年2月に新入学準備金を受給した方が、令和8年度就学奨励費でも認定になった場合、新入学準備金と新入学学用品費との差額を支給

※³ 給食費、通学費は、9月中旬、1月末、4月中旬に支給予定

(2) 支弁区分Ⅲ・・・認定基準を超える方

支弁区分Ⅲ援助費目	対象	小学生			中学生			支給時期（予定）
		1年	2～5年	6年	1年	2年	3年	
通学費※ ³ 、交流学習交通費、職場実習交通費		実費（特別支援学級等に通う児童生徒が対象）						8月末、12月末、3月末

3 認定基準（支弁区分Ⅱ）の目安

人数	家族構成（例）	世帯の所得額
2人	親（20～40歳） 子（8歳【小2】）	約437万円以下
3人	親（20～40歳） 親（20～40歳） 子（8歳【小2】）	約578万円以下
4人①	親（20～40歳） 親（20～40歳） 子（8歳【小2】） 子（4歳）	約667万円以下
4人②	親（41～59歳） 親（41～59歳） 子（13歳【中1】） 子（8歳【小2】）	約729万円以下
5人	親（41～59歳） 親（41～59歳） 子（13歳【中1】） 子（12歳【小6】） 子（8歳【小2】）	約855万円以下

※上記の表はあくまでも家族構成の一例を示したものです。人数が同じでも、家族構成や年齢により、認定基準となる所得額が異なります。上記の所得額を参考の上、希望する場合は申請してください。

※認定基準は、生活保護基準額表から算出した需要額の2.5倍です。

※所得額とは、令和8年度に納付すべき住民税の課税の基礎となる、世帯全員の「総所得金額」「退職所得金額」「山林所得金額」の合計額から、「小規模企業共済等掛金」「社会保険料控除」「生命保険料控除」「地震保険料控除」「保護者等に係るひとり親控除又は寡婦控除の額」の合計額を引いた額をいいます。

4 申請受付期間

令和8年4月6日（月）～5月31日（日）

※6月1日以降も申請できます。

右の二次元コードまたは市ホームページから申請してください。

※インターネットでの申請ができない場合は、学務課窓口で受け付けます。

（土・日・祝を除く午前8時30分から午後5時まで）

※令和8年度から、申請方法が変更になりました。



令和8年度から
オンライン申請
開始！

5 申請に必要な書類

※学務課窓口で申請する場合は、コピーをご提出ください。提出された書類は、審査結果に関わらずお返しできません。
 ※確定申告または税申告が未申告の場合は、必ず申告を済ませたうえで申請してください。

対象者	申請時に必要な書類
1 下記2, 3に該当しない方	なし
2 令和8年1月2日以降に転入した方	令和7年1月～12月の収入が確認できる書類 (例)「令和8年度(令和7年分)課税(非課税)証明書」、 「令和7年分源泉徴収票」、 「令和7年分の所得税の確定申告書(控)」など
下記(1)～(7)のうち、該当する書類“全て”をご提出ください。 18歳以上(学生を除く)の家族全員の書類が必要です。	
3 学童クラブの育成料減免申請を、「西東京市就学援助費受給世帯」の要件で申請する予定がある ※学童クラブの育成料減免申請は、 <u>児童青少年課</u> での手続きが必要です。	<p>(1)令和7年1月2日以降に転入した方 ⇒ 転入前の自治体から支給された令和7年1月～12月の児童手当、児童扶養手当、児童育成手当等の金額が確認できる書類 (例) 振込通知書、通帳のコピーなど</p> <p>(2)令和8年1月2日以降に転入した方 ⇒ 令和7年1月～12月の収入が確認できる書類 (例)「令和8年度(令和7年分)課税(非課税)証明書」、 「令和7年分源泉徴収票」、 「令和7年分の所得税の確定申告書(控)」など</p> <p>(3)年金収入がある方 ⇒ 受給者氏名・金額が確認できる書類 (例)「令和7年 年金振込通知書」、通帳のコピーなど</p> <p>(4)生命保険・配当・仕送り・親戚知人からの援助などがある方 ⇒ 令和7年1月～12月に得た全ての金額が確認できる書類 (例) 振込通知書、通帳のコピーなど</p> <p>(5)令和7年1月以降に退職し、申請日現在失業中の方 ⇒ 「雇用保険受給資格者証」または「退職証明書」</p> <p>(6)令和8年1月以降に、家計が急変した方 ⇒ 直近3か月分の、家計が急変したことが確認できる書類 (例) 給与明細書、売上と経費が確認できる書類など</p> <p>(7) アパート、借家、社宅、公営住宅 等にお住まいの方 ⇒ 令和7年12月分の家賃額(共益費、雑費を除く)・建物名・氏名が確認できる書類 (例)「賃貸借契約書」、「住宅使用料等領収書」 ※令和7年12月以降に転入または転居した場合は、申請日現在の家賃額(共益費、雑費を除く)・建物名・氏名が確認できる書類</p>

<注> 住民票上は別世帯であっても、単身赴任中の保護者や申請者と同居している方は審査の対象になります。

(例) 海外赴任中の父母、同居している祖父母等

※以下の場合、申請前に下記担当へご連絡ください。申請に必要な書類等について、ご案内します。

- (1) 別居の配偶者がおり、金銭援助を受けていない場合
- (2) 同一の敷地に居住する親族等がいるが、光熱費等の契約を別に行っている場合(二世帯住宅、離れなど)
- (3) 住民票の住所と実態が異なる場合

6 申請後の流れ

- ◆ 4・5月に申請された方 → 7月上旬に審査結果を通知します。(6月30日発送予定)
- ◆ 6月以降に申請された方 → 申請日の属する月の翌月中旬に審査結果を通知します。

<お問い合わせ>

西東京市教育委員会教育部
 学務課 学務係(田無第二庁舎3階)
 電話 042-420-2824(直通)
 電子メール gakumu@city.nishitokyo.lg.jp

<西東京市ホームページ>

「就学奨励費」

